

1 開催年月日及び場所

平成19年1月26日（金）午前10時から11時15分まで
宮城県行政庁舎 4階 庁議室

2 出席者の氏名及び職名

・宮城県行政評価委員会 大規模事業評価部会 委員

林山 泰久	東北大学大学院経済学研究科 教授	（部会長）
浅野 孝雄	弁護士	（副部会長）
小山かほる	公認会計士・税理士	
加藤 和子	宮城県消費者協会 理事	
木下 淑恵	東北学院大学法学部 助教授	
増田 聡	東北大学大学院経済学研究科 教授	
山田 晴義	宮城大学事業構想学部 教授	
山本 和恵	東北文化学園大学科学技術学部 助教授	

・宮城県

小林 伸一	企画部 部長
梅原 廣	企画部 次長
末長 幸也	企画部 行政評価室長

3 議 事

行政評価制度の改正案について（審議）

4 審議経過の概要

（1）開会

（2）挨拶

宮城県企画部長より挨拶

（3）会議成立の確認

事務局から、8名全員の委員が出席し、行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしていることが報告された。

（4）議事録署名人の指名

木下委員，山田委員が指名された。

（5）議事

行政評価制度の改正案について（審議）

行政評価室長から制度改正案の内容について，資料1，資料2により説明した。

今回の改正案のうち大規模事業評価に関係する部分について，大規模事業評価部会で審議することを説明した。

< 林山部会長 >

資料1の1ページの総括表で見ると，大規模事業評価部会で審議する内容は，大規模事業評価に係る から に限定するのか。それとも，公共事業再評価や事業箇所評価に係る部分も議論してもいいが，行政評価委員会へ意見具申するのは から の部分とということか。

< 行政評価室長 >

はい，そのとおり。

<加藤委員>

2つ質問する。第1点は、は、計画評価を行った年度から起算して5年度以内に事業着手されない場合に再評価ということだが、そのような事例は今までにあったのか。

第2点は、の委員会への報告のところで、部会において同書の内容に関する説明を行うとあるが、これは部会を開いてということか、それとも報告書の配布になるのか。

<行政評価室長>

第1点の事業再評価に該当する案件があったかということについては、資料2に平成11年度の審議案件として保健医療福祉中核施設整備事業があるが、これは事業継続妥当の答申を受けたが、県の事情で事業中止の決定をした。このような場合は事業再評価に該当しない。大規模事業評価を受けたが、県側の何らかの事情で事業着手まで行かない案件がある場合には、事業再評価を受けるという部分を規定した。事業着手から事業着工までの再評価は規定されていたが、事業評価から事業着手までの5箇年という部分について規定されていなかったため、今回規定することにした。また、これと関連して、著しい内容変更があった場合には再評価を受けると規定した。

第2点の評価事業完了報告書については、部会で事業所管部長が説明することになる。審議案件があった場合に、併せて報告するという形になると思われる。

<加藤委員>

委員が退任した後も、在任中の案件について報告書という形で送ってもらえるのか。

<行政評価室長>

正式には、報告書が提出された時点での部会への説明ということになるが、それとは別に、過去に審議いただいた委員へ完了報告書を送ることはできると思う。

<林山部会長>

報告書は公開になるのか。

<行政評価室>

部会で審議された内容として公表される。

<林山部会長>

パブリック・コメント的に公表することは可能か。

<行政評価室>

県民の意見聴取も考えたが、そうすると、計画評価、再評価と並ぶ事後評価という形にせざるを得ないが、検討の結果、そこまでは必要ないのではないかとということになった。

<林山部会長>

過去に審議いただいた委員へ報告書を送ることは検討するというだけでよいか。

<行政評価室長>

はい。

<小山委員>

の「施設整備事業・公共事業の定義・範囲の明確化」について、土木部及び農林水産部が所管する事業には、具体的にどのような事業があるのか。また、除外対象として公用施設及び研究施設とあるが、どのようなものが該当になるのか。施設整備事業についても具体的に教えて欲しい。

第2点として、に事業完了後5年以内に評価事業完了報告書を提出するとあるが、5年というかなり余裕を持たせた期限とした理由を教えて欲しい。

<行政評価室>

第1点目の土木部及び農林水産部の具体的な事業については、参考資料のPFI法の第二条で説明すると、第1号に列挙されているものは、ほとんど土木部所管事業になるが、その中の水道、工業用水は企業局が所管するので含まれない。また、1号では、「等」となっているが、農林水産部関係の事業も多く、大きく分けると、農業農村整備事業、森林整備事業、水産基盤整備事業などがある。

公用施設及び研究施設については、土木部、農林水産部関係で言うと、例えば林業試験場や水産試験場などを想定している。

第2点目の完了報告書の提出時期をなぜ5年以内にしたかということについては、1つは、公共事業再評価や国の事後評価の要領等でも、だいたい5年となっている。また、大学事業を例に挙げると、最初の卒業生を出すサイクルが4年、高校は3年など、ある程度効果を見るには、これらの一巡した期間以上が必要と考えられることもあり、5年とした。

< 山田委員 >

の公共事業と施設整備事業の定義のところ、公共事業から土木部と農林水産部以外の部局の事業を除外する意味、理由は何かという点と、の評価事業完了報告書を出された結果に対する対応、つまり、公表することに意味があるのか、あるいはそれ以上の意味があるのかについて聞かせて欲しい。

< 行政評価室 >

第1点目の土木部、農林水産部の事業に限る理由は、1つには今回、大規模事業評価、公共事業再評価、事業箇所評価を同じ概念で扱っていくことにする関係で、公共事業再評価と事業箇所評価での公共事業が、これまでの運用を含めて国土交通省、農林水産省の事業のみを扱ってきているという事情がまずある。また、一般県民の方々がイメージする公共事業についても、これらの公共事業が該当すると思われる。参考として、知事部局で土木部、農林水産部以外の公共事業としては、廃棄物、情報インフラの整備などがある。

2点目の完了報告書の件については、内部検討の段階では、県民意見を広く聴き、委員会からの御意見も頂戴し、それに対して、県としてどういうレスポンスを取るのかまで含める手続きも考えたが、事業完了後となると、いただいた意見に対して改善・改良するという予算措置が必ずしも確約できるものでもないということもあり、むしろ、そこでいただいた意見を次のプランにフィードバックする方向での参考とさせていただくという意味合いにしたいと考えている。

< 山田委員 >

後段は分かったが、前段について、例えば大規模な土地開発、工業団地開発を企業局で行うケースはどうなるのか。

< 行政評価室 >

そのようなケースもあり得ると思うが、公共事業にそれらの事業種を含めると事業箇所評価にも該当してくるが、箇所評価はかなりボリュームがあり、評価事務量がかなり増えてしまうという事情もある。よって、これまでの運用の確認も含めて、今回の線引きでどうかと考えた。

< 増田委員 >

今の件をもう一度確認するが、情報関連の整備の場合は、第15条第1号（100億円以上の公共事業）に該当しないと第2号（30億円以上の施設整備事業）に該当するという考え方でいいのか。

< 行政評価室 >

そうではなく、情報関連の整備は、まず施設整備事業に該当し、それが30億円以上であれば第2号に該当するという意味である。まず、公共事業か施設整備事業かに二分され、それぞれの要件金額に応じて、評価の対象かどうかが決まる。

< 増田委員 >

公共事業の方が金額の上限が高いため評価に該当しなくなる可能性が高い。情報インフラを公共事業でないとすると、30億円以上の施設整備事業に該当するので、より低い金額レベルの事業まで評価に入れるということではどうか。

< 行政評価室 >

はい。

< 増田委員 >

もう一点、道路の場合、区間を区切って事業が行われるような場合、ここで言う全体事業費というのは何を指すことになるのか。

< 行政評価室 >

大規模事業評価では公共事業の案件はまだ無いが、公共事業再評価の事業の概念に照らすと、補助事業の採択の単位で運用しているので、路線全体ではなくて、その区間で100億円を超えれば評価の対象になる。

< 木下委員 >

3点質問がある。1点目は再計画評価の場合、著しい変更が生じた場合というのは、具体的にどの程度のことを想定されているのか。2点目は、評価事業完了報告書を作ることも意義があると思うが、作りっぱなしでは勿体ないので、そこで得られた何かしらのノウハウや経験を次の機会に活かすための具体的な仕組みに関心がある。もう一点は、先ほどパブリック・コメントの話があったが、報告書の作成の際に、例えば、施設を作った場合、使っている人や近隣住民などの関係者の意見や評価を聴く必要があると思うが。

< 行政評価室 >

著しい変更の基準については、資料には記載していなかったが、「次条第1項に掲げる項目」を参考までに申し上げると、事業の必要性、事業の規模、施設の基本的機能、事業の実施場所、事業の効果、全体事業費の6項目だが、これらの変更についての具体的なガイドラインは必要と考えているが、例えば全体事業費の何パーセントが変わった場合と決める場合、機械的に当てはめると運用上支障がある場合もあるので、まずは、明確な場所や基本的機能等に関して、当初の計画に機能を追加するとか廃止するとか、そういったものをガイドライン化しようと考えている。

2点目の完了報告書をフィードバックする仕組みについては、事業課において今後の同種事業にそれらを反映していくという趣旨を、条例・規則の解説の中に、内規的な取扱いにはなるが、記載していきたい。

3番目の関係者の意見や評価については、7ページ、8ページの評価事業完了報告書の様式の「3事業実施の効果」のところに記載するようになるが、特に様式第5号の1の「平成13年度以前に計画評価を実施した事業」については、「目標の達成状況」と言うことで、かなり詳細に数値化した目標などもあるので、それらを検証する過程で、そうした効果のアンケートなども出てくるものと考えている。

< 浅野副部長 >

今回の改正について見ると、例えば、事業再評価や再計画評価について言うと、構想された事業の途中経過を明らかにするということで、事業内容が透明化して責任も明確になるので非常に良いことだと思う。評価事業完了報告については、その計画がどのようになったかということをお民に明らかにするということと、それによって政治的責任を明らかにするということで非常に良い改正だと思う。

一つ質問は、規則第15条の第2項のところだが、公共事業とは何かということについては、PFI法の条項を引用した形となっているが、規則とか法律というのは、本当はその条文を見ればすぐに理解できるというのが理想だと思うのだが、そういう点から言うと、この部分を理解するためには、新たに別の法律を引っ張り出して見ないと理解できない。そういう面では不便である。本来ならその条項をここに盛り込めれば良いと思うのだが、その辺は検討されたのか。

< 行政評価室 >

検討の過程で、公共事業の定義については、案外あるようで無いということが分かった。公共事業というのは唯一、財政法の中に規定があり、建設国債の対象範囲を公共事業としているが、毎年、国会の議決を経て決めることとなっており、また、私どもが考えている施設整備事業まで全部含む概念でもあり、この規定は使えないということになった。私どもがイメージしている大規模事業というのは、ハード整備事業だが、その概念が一番近いのがPFI法の「公共施設等の整備等」だっ

た。公共事業について事業列挙する方法も考えたが、膨大な数になってしまうので、他法令の引用とすることで多少分かりづらくはなるが、この法律の改正も今後大きく行われまいだろうということもあって引用した。

< 林山部会長 >

確認だが、2ページのの部分で、公共事業の100億円以上の部分を大規模事業評価部会で審議すると理解したが、この図で見ると、その後の流れの事業箇所評価や公共事業再評価のステップも我々がやるようになるのか。

< 行政評価室長 >

公共事業の100億円以上については、事業構想段階で計画評価を受け、その後、事業箇所評価へと進むが、当部会で審議するのは、計画評価だけとなる。

< 増田委員 >

先ほどの再計画評価の「著しい変更」のところだが、平成11年に審議した三本木の保健福祉施設のように、事業自体をやめるというのも著しい変更だと思うが、そうした構想自体がなくなってしまうような場合は、再計画評価に掛からないのか。継続せよという評価も出せるのかということだが。

< 行政評価室長 >

そこまでは想定していない。あくまでも実施するという前提の著しい内容変更を考えている。

< 増田委員 >

そうすると、やめてしまったことに対して、大規模事業評価部会は、ゴーと言ったことの責任はどう考えればいいのか。やることを前提にゴーを出したので、やらないことになったら前提が変わったというふうに評価するということか。

< 行政評価室 >

の事業再評価として行うことになる。の方は5年以内の期間であってやり方を変えようという場合の変更である。

< 増田委員 >

5年以内にもうやらないという結論を出したときには、再計画評価の対象とならないのか。

< 行政評価室長 >

三本木の件を想定していただければいいのだが、大規模事業評価部会では事業実施という答申をいただいた形で、最終的には県の評価の段階で、諸般の事情から事業中止の政策判断がなされた。そういう意味では、行政評価委員会の評価に対して、県としての責任の部分はあろうかと思うが、あくまでも制度論的には、県の最初の自己評価について大規模事業評価部会からの御意見を踏まえて、最終的な意志決定をするという形である。そういう意味では、答申どおり事業を実施すれば問題ないが、ケース的には三本木のような事例は、時間的制約の中では考えられるが、増田委員からの御指摘の部分については、県では整理していなかった。

< 山本委員 >

30億円以上とか100億円以上とか数字がはっきりしている場合には、対象とするということ は分かりやすいが、著しい内容の変更に関しては価値判断が出てくるので、判断主体をはっきりしていた方がいいと思う。どちらの責任でもって判断がなされるのか、事実上どうなのかということと明文化されているのかということをお聞きしたい。

< 行政評価室長 >

著しい内容変更については、あくまでも自己評価がベースとなるので、著しい変更に当たるのかどうかという判断については、県の方で判断する。その判断の概念については、先ほどの説明のとおり今のところ白紙になっているので、その部分については例示が必要と考えている。

< 山本委員 >

著しい変更の内容が金銭的な問題で30億円を切るような場合はどうなのか。

< 行政評価室長 >

著しい変更については、金額は別の話なので、同じ総事業費ベースでも、例えば50億円で1回評価を受け、その後、同じ事業費だが中身として施設の基本的機能を変えるとか、別の施設を持ってくるとかの場合についても再計画評価に掛けるようになる。

< 山本委員 >

最初に評価したときに30億円以上だったものが、金額が安く変更になったとしても再計画評価の対象にはならないのか。

< 行政評価室 >

大規模事業評価の趣旨自体が、財政支出が大きいものについて、県民あるいは委員会の意見を聴いて決めるということなので、それ以下に収まったということについては、再計画評価の必要はないと考えている。

< 山本委員 >

30億円以内に収まったので大規模事業評価の対象外になったということか。

< 行政評価室 >

対象外という意味ではなく、最初の計画評価をもとに、県としては事業を推進するということになる。

< 山本委員 >

著しい変更には入らないということなのか。

< 行政評価室 >

再計画評価は事業費の増額の方を想定しており、再度、計画内容を見直すと言う意味での再計画評価という位置付けである。先ほどのどちらに判断の主体があるかという主体性の問題については、制度自体が、県の方から事業をやるに当たって行政評価委員会に諮問するという諮問主義のスタイルを取っているので、知事が判断することになる。

< 山田委員 >

3ページの第15条第1項の区分で、例えば50億円の情報関係の公共事業があったとして、第1号の100億円以上の公共事業には該当しないが、50億円のうち箱ものが25億円、システム構築やサービスが25億円だった場合は、第2号の施設整備事業の評価にも入ってこないことになるのか。

< 行政評価室 >

全体事業費の解釈になるが、今の運用上は、「建設に係る一切の費用」となっている。

< 山田委員 >

そうすると、両方を区別できないということで、該当するという解釈で良いか。実際にあるかどうかはわからないが。

< 行政評価室 >

その時は、ケースバイケースの判断になると思う。

< 企画部長 >

先ほどの増田委員の問題提起だが、大規模事業評価についての部会の御判断、行政評価委員会からの答申というのは、事業をやるべしと言うことではないと思う。やることについて問題あるか無いかの判断だと思う。やるべしと言うことであれば、それを県でやめたということになれば、それについてまた何らかの判断をいただくということになるが、やることについて問題あるか無いかの判断なので、その答申を受けて実際に県がやるかどうか判断して、諸般の事情でやめたということになれば、それは別なレベルの問題になると思う。

< 増田委員 >

そういうふうにも考えられるが、逆に言えば、やるなという結論も答申として出せるのか。

< 企画部長 >

そういう判断になれば、当然やめる方向で考えるだろうが、しかし、やることについて良いかどうかということなので、決して、やるべしという判断ではないと思う。

<増田委員>

意思決定の階層性の点では、県が上位ということは分かった。

<林山部会長>

おおかた意見が出たと思うので、私の方で整理すると、先ほど浅野副部会長にまとめていただいたように、以前に比べて手続的な公正さが明確になってきているので、全体としては良いだろうという御意見が多数だと思う。ただし、細かいところになると、例えば公共事業の定義の問題や再計画評価の「著しい」という定義はどこまで考えるのかという点。あるいは、自己評価を行ったときに、それを今後の計画等にフィードバックする仕組み、メカニズムがあった方が良いという意見もあった。これらは改正案の修正ということではないと思うが、行政評価委員会には、このような意見があったという紹介をして、改正案は原案のとおり賛成という判断だが、どうか。

(「異議なし」の声)

<林山部会長>

それでは改正案について異議なしということで行政評価委員会へ具申する。

なお、今年度最後の部会なので、今日の議論も含めて、各委員から一言ずつ自由に感想等をいただきたい。

<山田委員>

昨年度から、現場を見ながら評価できるようになったことは、適切な実態に沿った判断ができるようになったので良かったと思う。また、行政評価に係わるマニュアルというか解説書があると話があったが、もう少し基本的なところの勉強も我々もした方が良いということを含めて感じた。

<木下委員>

今年度は都合で欠席してしまい残念に思っている。山田委員の話にもあったが、具体的事案について現場を見た上で判断するという流れになってきて、今まで知らなかったところについても具体的に理解できて良かったと思う。

<小山委員>

昨年9月に、河北新報から大規模事業評価部会に係るインタビューが私にあり、この評価部会についての考えを聞かれたが、インタビューで答えたとおり、今後もこのような委員会、部会を開いて、市民や県民に意見を聞く機会があった方が良いと思う。

<浅野副部会長>

私もいろいろやらせてもらって、私自身にとって楽しかったというか、考える機会を与えてもらったのは良かった。

<加藤委員>

平成13年度以前の評価事業完了報告書を見て分かるように、以前は、環境への影響やリスク対応といった項目がなかったが、時代に即してこういうものが入ってきたことは大変意義があると思っている。また、いろんな現場に行ってみせていただくことが、判断の材料として非常に重要だということをしみじみと感じた。

<増田委員>

制度全体としてはだんだんと色々なことが整備されてきて、良い方向に向かっていると思っている。ただ、委員としていくつかの高等学校の再編、改築の問題を扱ってきたが、そこでの議論は、学区編成、共学化等の、別の異種のややゴーサインのお墨付きを大規模事業評価部会が与えているやの印象もなきにしもあらずで、社会的影響も含めて大規模事業をやるべきだと言う意見、観点もあるのかもしれないが、先ほどの事業の意思決定の階層性で言うと、そこまでの役割を大規模事業評価部会は担っていないということでもあるが、逆に事業として、それなりの合理性があるという

判断を出したことが、別の異種の話とすごく関係しているなど言うことで、なかなか難しい問題をはらんでいるというような気もした。

< 山本委員 >

このような事業評価を全国に先駆けて着手していることに敬意を示したい。検討経過を見ても、事業評価をスタートさせてから何年も経たない内からワーキンググループで改善案を検討していることや、今回、大規模事業評価での付帯事項をきちんと掬い取る形で報告書を作ろうということで、制度が前向きにどんどん進んでいるということが、非常に素晴らしい検討過程だということの評価したいと思う。

委員としてはある程度長く関わっているが、最初の方は評価を評価するということや、計画段階のかなり未定の段階で検討しなくてはならないということもあり、判断に非常に困る場面もあったというのは事実である。事業前の評価をするということだけではなくて、細かい段階で目が入るような更に改善を加えていただくと、県民にとってもガラス張りで、先進的な県の行政に向かっていくのではないかと思うので、更なる努力をお願いしたいと思う。

< 林山部会長 >

部会長として2回目になるが、昨年の行政評価委員会で審議内容等を報告をした時に話題になったのは、県民のためにやっている、それでガラス張りにしている、これは正しいことだが、公表してもパブリック・コメントが1件とか0件ということで、ぜひ委員の皆さんに御協力いただき、どういうふうにプレゼンなり広報したら県民の方から意見をもらえるのかという方法論についても、今後、大規模事業評価部会以外の部会もそうだが、県とも一緒に考えていきたいと思う。

< 行政評価室長 >

本日審議いただいた内容については、2月15日に開催される行政評価委員会に、林山部会長、浅野副部会長に御出席いただき、検討内容を具申していただくことになる。

来年度の部会開催の予定や案件数は今のところまだ未定なので、来年度当初に詳細が決まり次第、各委員へお知らせする。

< 事務局 >

以上で、平成18年度第3回大規模事業評価部会を終了とする。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人 山 田 晴 義

議事録署名人 木 下 淑 恵